

第四百十二回 参議院文教・科学委員会會議録第六号

平成十年二月十七日(火曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 大島 慶久君
理事 小野 清子君
北岡 秀二君
馳 浩君
小林 元君
松 あきら君

委員

井上 裕君
世耕 政隆君
田沢 智治君
野沢 太三君
長谷川道郎君
江本 孟紀君
本岡 昭次君
山下 栄一君
日下部徳代子君
阿部 幸代君
扇 千景君

衆議院議員

河村 建夫君
船田 元君
柳沢 伯夫君
福留 泰蔵君
松浪健四郎君
小坂 憲次君

国務大臣

文部大臣 町村 信孝君

政府委員

文部大臣官房長 小野 元之君
文部省体育局長 工藤 智規君

事務局側

常任委員会専門 卷端 俊兒君

説明員

警察庁生活安全 勝浦 敏行君
局少年課長

○本日の會議に付した案件
○スポーツ振興投票の実施等に関する法律案(第百四十回国会衆議院提出)(継続案件)

○日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案(第百四十回国会衆議院提出)(継続案件)

○スポーツ振興法の一部を改正する法律案(第百四十回国会衆議院提出)(継続案件)

○委員長(大島慶久君) ただいまから文教・科学委員会を開会いたします。

○スポーツ振興投票の実施等に関する法律案、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案及びスポーツ振興法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○馳浩君 おはようございます。自由民主党の馳浩です。きょうは、長野オリンピックのジャンプ団体競技がそろそろ始まるという時間に、私もちよつと心定かではないのですけれども、このスポーツ振興くじ法について審議できるということは本望に望外の喜びといたします。

ところで、きょうは大きく二点に分けて質問させていただきます。スポーツ権というところと、プロスポーツの振興という点と、これは今回スポーツ振興法の改正案も出ておりますので、これに絡めてお聞きしたいと思います。

私は、スポーツは人間の基本的欲求からくるものではあります。それだけにとらえず、スポーツ権として保障されているものと考えております。一九八七年に採択されたユネスコ総会での体育・スポーツ国際憲章第一条において、「体育・スポーツの実践はすべての人にとって基本的権利である」とうたわれています。日本でもスポーツ権は憲法第十三条、二十五条で保障されていると主張する学者もいます。

そこでお尋ねしますが、現在審議しているスポーツ振興くじによる財源の手当てに加えて、スポーツ振興の理念的側面も強化すべきではないでしょうか。スポーツ権の保障規定を議員立法であるスポーツ振興法に盛り込むことにより、スポーツに対する国民の権利意識を高め、あわせてスポーツ振興くじの理解に努める必要があると思います。スポーツ振興の政策的な優先順位を高めるために国民的議論の盛り上がりが必要不可欠です。我々政治家がスポーツ権なるものを主張し、啓発活動をしつかりすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(船田元君) 馳先生のおっしゃるスポーツ権ですが、これは我々提案者側としても大変重要視をいたしております。このスポーツ振興法は、御承知のように昭和三十六年に議員立法という形でできたわけでありましても、まさに国民のスポーツに対する関心の高まりを背景としてこのスポーツ活動の国民の重要性ということを規定したというふうな理解をしております。

ただ、今回の改正におきましては、プロスポーツの技術を活用しようというところに主眼があらわれて、また、スポーツ振興投票制度の新しい立法に合わせた中程度の改正という考え方で提案をしているわけでありまして、これはいすれ近い将来の課題として、やはりスポーツ権も含めたスポーツ振興に関する精神規定をもうちよつと充実させるべきだというふうな私にも考えております。今この時点ですぐにというところはちよつと無理があるかなと思っておりますが、国会等あるいは政府等の中で十分に議論をした上でこのスポーツ権も含めたスポーツ振興に関する精神規定を何か形にあらわすということは極めて大事な今後の課題であるというふうに私どもは認識しております。

○馳浩君 まさしくこれはスポーツ議員連盟等でも議論をする課題になると私は思っております。このスポーツ振興法においては、スポーツは私ごとのことでもあるので、国ができるだけ援助するように、振興するようにしようという程度の法的な解釈しかできないのであつて、スポーツ権としてしっかりと確立をして、司法的な面からこれはしっかりと、人材的な面もそうであり、施設整備についても支援すべきであるというふうな明確な方向性を出すということの御理解を我々も深めていかなければいけないと思っております。この点も問題点としてとらえておいていただきたいと思ひます。

第二点目ですが、このスポーツ振興法の今回の改正で、プロスポーツ選手の競技技術の活用を図るために十六条の二の規定を盛り込むことを提案されておりますが、この規定を盛り込む御趣旨をお聞かせください。

○衆議院議員(松浪健四郎君) 馳委員からプロとアマチュア、プロスポーツ選手の競技技術をどのような形で活用していくかというふうなことで、このスポーツ振興法の十六条の二に規定を盛り込むようにしたわけでございますけれども、とにかくプロ選手の高度な技術水準は、我が国の国際競技力を向上させるために、また国民へのスポーツの普及を促進させる上において物すごく重要なもの

のとなつてまいりました。数年前までは、プロとアマチュアが交流するということは、いいスポーツ環境をつくる上においてよくないとか、あるいはアマチュアとプロの概念が余りにも違い過ぎるというようなことで交流が妨げられるというようなことがありましたけれども、オリンピックでもプロ選手が出場できるというような社会的風潮も高まって、我が国にも大きな影響を与えておるところであるわけです。

こういう状況を踏まえ、スポーツ振興法の一部を改正して、国または地方公共団体がスポーツ振興施設を実施するに当たってプロスポーツ選手の技術を大いに活用し、そしてそれをアマチュアの選手が努力目標にしていくという意味において非常に大切であるというふうに考えます。

具体的な施策といたしましては、プロ・アマ交流試合を通じての競技技術の向上、それからプロスポーツの選手を指導者として活用することによる競技技術の向上や国民へのスポーツの普及、これらが考えられるというふうにしておりますけれども、とにかく十七条は「科学的研究の促進」で国のみについての規定でございまして、国と地方公共団体両方を規定する本条については、第十六条の次で、第十七条の前として第十六条の二、これにするのがふさわしいのではないのかというふうに考えてまいりました。

○馳浩君 内容を申し上げているんじゃないくて、その条文の位置を少々問題にしたい。第十六条の二、これは「スポーツの振興」としてございまして、故の防止」というふうな規定になっておりまして、今回プロスポーツ選手の競技技術を活用するという点におきましては、第十一條の「指導者の充実」、あるいは第十四條の「スポーツの水準の向上」のための措置、ここにいられた方が非常にしっくりくるのではないかと、この点から、なぜこの十六条の二にされたのかという点を改めてお聞きしたいと思ひます。

○衆議院議員(松浪健四郎君) これは具体的な措置を定めるものではなくて、国や地方公共団体が

スポーツ振興施設を進めるに当たつての配慮事項を定めるものでありまして、第二章の中でもその他の施設についての規定に分類されると考えられまして、その中でも具体的な措置を定める第十四条、これは「スポーツの水準の向上のための措置」、委員がおっしゃったとおりでございまして、第十五条は「顕彰」でございまして、第十六条、これが今おっしゃられましたように「スポーツ事故の防止」というふうになっておるわけですが、甚だ趣旨が異なるのであるというふうな認識を持っております。

そして、第十七条では「科学的研究の促進」でございましてけれども、これが先ほども申しましたように国のみについての規定であるため、国と地方公共団体両方を規定する本条については、第十六条の次で、第十七条の前として十六條の二とする、これがふさわしいのではないのかというふうに考えてまいりました。

○馳浩君 関連してありますけれども、本法律案の十六條の二はプロ選手の協力を仰ぐ形になっておりまして、すなわちプロ選手の技術指導に期待しております。この点は非常によいことと評価したいと思ひます。

しかし、プロ選手からの恩恵を受けることを考えながらも、三条において「この法律に規定するスポーツの振興に関する施策は、営利のためのスポーツを振興するためのものではない」、プロスポーツの振興はこの法律では無関係だとうたつております。これは語弊があるかもしれませんが、プロ選手の技術指導等の恩恵を受けることを念頭に置きながら、第三条があることによつてプロ選手、プロ協会に対して恩恵にあで返すような、非常に国や自治体は虫がよ過ぎるのではないかと、いうふうな印象を受けますが、この点についてどうお考えでしょうか。

○衆議院議員(船田元君) 確かに、御指摘のスポーツ振興法第三条の二項ですか、「この法律に規定するスポーツの振興に関する施策は、営利のためのスポーツを振興するためのものではない。」

というふうに書いてあります。これは、先ほどもちよつと申し上げましたが、昭和三十六年にやはり国民のスポーツに対する関心、熱意の高まりというのを背景として議員立法されたと聞いています。この背景を踏まえて、当時の時代背景としますと、プロとアマの区別というんでしょうか、こういったことがオリンピック等々を中心に、また国内のさまざまなスポーツ大会においてもかなり峻別をされていたという時代であつたと思ひます。今回、スポーツ振興法あるいはスポーツ振興投票制度、法律の改正といひますが、あるいはまた新規立法ということをお願いしているわけでありますが、これはもうプロとアマの垣根というものをなるべく意識しないで、こういうことでずつと考えてまいりました。

ただ、この第三条の二項につきましては、これは今後のスポーツ振興においてプロを排除するとかプロを殊さらに区別する、こういうことでは決してないわけでありまして、条文をよく読んでいただきますと、これは興行など専ら営利を目的とする事業の振興を図るものではない、こういうふうに私も私どもは解釈しているわけでありまして、このことによつてプロスポーツがいわゆるアマスポーツの振興とかあるいは技術の向上という中で排除されるものではないと、こういう考え方が、これはこのままとすることで今回は手を触れなかつたわけでありまして。

ただ、今後さらにプロとアマの関係が非常に密接になる、あるいはそうしないと我が国のスポーツ技術の向上はなかなか難しいと思つておりますので、その交流あるいは連携、協力というのをさらに推し進めていく。そういう中でもこの三条の第二項というのが少し、足かせと聞いていますけれども、少し重荷になつていらないかと、これは、それはやはりその時点で改正も含めた何らかの措置をとるべきではないかと、これは私見であります。そのように感じております。

項においては、プロスポーツの組織、運営に関する内容、プロスポーツ選手等の社会的地位の保障、それからさらに引退後の生活基盤の保障も含んだ内容が規定されておまして、こういった世界的な潮流というものも考慮に入れるならば、日本においても三条の二項の改正ということも視野に置いてやつていただきたい。

現実問題として、私も実際にプロレスラーとしてリングにも立つておりますし、あるいは生涯スポーツ振興で地方団体に出かけてその振興に寄与するための指導や講演活動も日々行つております。この基本的な我々の活動が規定されるようなスポーツ振興法において、我々プロスポーツ選手の立場をもっと明確にしていきたい。と同時に、プロの選手たちの生活それから安全性、それから社会的な影響というのを考えた場合に、組織の管理であるとか選手の保障の面とか、もうちよつとこれは具体的に規定してもいい時期に来ているのではないかと、このことを私は強く主張したいと思ひます。

この点に關してのもう一度御答弁をいただいで、私は質問を終わりたいと思ひます。

○衆議院議員(船田元君) 馳先生の貴重なこれまでの御経験、現在も御経験されておるわけでありまして、いわゆるプロスポーツ選手の社会的な地位というのを一体どうやって保障していくのか。その中にはもちろん引退後の生活基盤の保障の問題も入ると思ひます。それから新ヨーロッパ・スポーツ憲章というものは、私もこまごまとよく勉強で初めてよく読ませていただきましたが、大変微に入り細にわたつて、あるいはプロスポーツ選手の立場を非常に擁護したというか、きちんと考えたというふうなプロスポーツに関する、あるいはプロスポーツ選手の保障に関する何か規定というものがやはり必要じゃないかというの私は私も馳先生と同様に持っているつもりでございまして、ただ、先ほどもちよつと言いましたように、今回のスポーツ振興投票法案をお願いし、それに特

に関連するスポーツ振興法の部分改正ということもあわせて提案をしたわけですが、先生のご趣意を本当に生かしていくということであれば、スポーツ振興法というのは大改正を施さなければいけない課題ではないのかというふうに思っております。

今回は、大変恐縮ですが、スポーツ振興投票制度をとにかくスタートさせたいという我々の願いが先に来ておりましたので、そのプロスポーツあるいはスポーツ振興法の大改正ということとは近い将来の課題になるだろうというふうに思っておりますので、先生の御趣意を十分に体して今後とも我々も努力をいたしますが、ぜひ先生初めスポーツ関係あるいはスポーツ議連の中でも鋭意検討すべきことだと思っております。

○馳浩君 ありがとうございます。

○長谷川道郎君 まず冒頭、日弁連の会長声明というのが昨年三月に出ておりますので、この中の指摘の何点かについて伺いたいと思います。

まず最初に、サッカーくじを賭博であると極めて明確に断定しているということについて伺いたしますが、その前に、本件につきましては私も委員のところに非常に多くの団体、個人からいろいろな御意見が寄せられております。しかし、おおむね私の感じますには、極めて観念的な非実証的な御意見が多いというように感じましたのであります。

例えて申しますと、ある教職員団体の皆さんからお寄せいただいた反対声明では、中学生、高校生のナイフ殺傷事件に見られる子供たちの深刻な状況に照らしても、子供の健全な成長に大きな障害をもたらすサッカーくじであるというふうな御意見がございました。しかし、そういう子供の状況が今非常に複雑な状況にあるということに対して教職員の皆さんがどうお考えになつておられるかというのはいささかも要請書からはうかがい取れないわけでありまして、極めて論理の飛躍ではないかと思ひます。

また、あるスポーツ団体から、スポーツの中に

勝ち負けにこだわる風潮を助長することは明らかであり、真のスポーツマンシップ、フェアプレーの精神を育てる上で重大な困難を持ち込むことになるといふような指摘もあります。これもしかし、勝敗にこだわらないのはスポーツマンシップでもなければフェアプレーの精神でもない、ひたすら勝利を目指すのがフェアプレーでありスポーツマンシップであるというふうには私は考えます。

冒頭申し上げましたように、大変観念的な御意見という反対の御表明が多い中で、先ほど冒頭申し上げました日弁連の会長の声明がございまして、日弁連というのは社会的には極めて権威が高いとされている団体でありまして、この御意見は簡単に横に置いておくというわけにいかないと思うのであります。冒頭申し上げましたように、この中でサッカーくじを賭博であると極めて明確に断定している点についていかがでございますか。

○衆議院議員(柳沢伯夫君) 先生御指摘のように、日弁連の会長さんから一九九七年三月二十八日に会長声明という形でこのサッカーくじに対する見解が表明されておりました。そこではサッカーくじが賭博であるということを申ししております。

私も、このサッカーくじのギャンブル性というか、そういう性質というのについてスポーツ振興法で検討していた段階からかなりいろいろ議論をしたわけでございますけれども、ただ、法律的な側面については我々も専門家ではないわけ、専門的な見解についてはいろいろ行政当局などからも聞いてこの話を進めたということでございます。

それによりまして、私もこれはくじではないかというのを考えたわけでございます。賭博もくじも実は刑法で禁じられておりますけれども、じゃ賭博とくじは何が違うかということについては我々は通説とされているものに従っているわけでありまして、いわば胴元といひますか、主催者は全く財物の喪失の危険を負わないといひ

のがくじである、財物の喪失の危険を伴うものが賭博である、こういう法律家の見解に従って、私どもの企図しているものはむしろくじではないか、このように考えておるわけです。

それでは何が法益なんだ、なぜ両方とも禁じているかという、これは我々も法律の専門家ではないんですけれども、賭博の場合には、もう本当に頭が熱くなつて次から次へ勝負をかけていく、あるいは負けが込むとそれを絶対挽回しようというふうなことではついに家産を失うような結果になる、こういうふうな社会的な側面。それからまた、そんなことばかりやっておつて、額に汗して自分の生活の資を獲得していくというふうな勤労精神に重大な影響があるというふうなことから、こうした面を法益として保護しようということが賭博を罪とする考え方につながっているのではないか。

他方、富くじを処罰しているのは何かという、むしろそういうことではなくて、逆に賭博の主催者は次から次へと賭博を主催して、人様のそういう射幸心というものをあおつて自分だけは主催者としての利益を得ていく、こういうふうなことはやっぱり非常にまずいのではないかと、このように刑法が禁じているのだから、このように思っております。

いずれにしても、私も私どもの考えておるものは、次から次へと負けを挽回するために大金をそこに投じていくというふうな性格のものにはどうか考えてもらえないかという意味で、私もこれは賭博ではない、このように考えて議論を進めたところでございます。

○長谷川道郎君 私も日弁連の会長声明というのはどういうふうにお考えでお出しになったのかよくわかりませんが、今、発議者の御答弁にありましたように、中毒性、反復性という点で極めて社会的に害がある、もしくは正常な勤労意欲を失わせるといふ点の懸念は私はいささか当たらないのじゃないかと思ひます。

どめが困難であるという指摘がございまして。法九条にある未成年者の購入禁止、これをどのように担保するのか。また、未成年者に販売をした場合の罰則もしくはその販売の指定の取り消しというふうなことについてどうお考えなのか。

これは実は発議者の御答弁ではありませんでした。参考人質疑の経緯の中で、当然当せん金の受領の際に身分を確認するという手続がある、したがって、未成年者が当せん人として認定されることはあり得ないというふうなお話がございました。しかし、実は後段で申し上げようと思うんですが、本サッカーくじの運用の実態面については政令で定めるところで、もちろん法律には一切記載がない。

例えば、先ほどの当せん人を身分証明をもって確認するといふようなことは、当せん金が一億円であつた場合はそうであるかも知れませんが、まだ中身は全く決まっていなくてこのくじについてばかりで、普通一般の宝くじの例ですと、当せん金一億円以下は販売所で交換ができるということになっている。

そういうふうなことも同様の内容なのかどうかわかりませんが、少なくともコンビニのアルパイトの店員さんが同じ世代の購入者に対して拒絶できるかどうか。また、例えば千円二千円という当せん金を交換する際にそれを拒否できるかどうか。また、そういうふうな事例が発生した場合、申し上げましたように、罰則、販売等の取り消しというふうなことについてはいかがお考えになるのか、お答えいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(船田元彦) 日弁連会長の声明は私も読ませていただきました。いろいろ考慮しなさいといふ点があるというところは十分に理解をしたつもりでございます。

そういう中で、我々としては、確かにこれはギャンブル性の非常に低いものであり、また自治宝くじと同様に宝くじ的な性格を持つものである、こういうことであること自体に問題はないと思ひますが、十九歳未満の青少年がスポーツくじ

を購入することについては懸念をされる、こういう意見もあるわけでありまして、やはり十九歳未満の者のくじの購入を禁止した、これを第九条で規定をしたところでございます。

これを担保する方法としては、これはやはり販売のときのさまざまなハードル、それから今先生御指摘のような、当せん金の払い戻しの際に当せん者本人の確認を行うということ、いろいろ考えられるわけでありまして、法律としては余りそこは詳しく書かないというか書けなかった状況でございますが、政令あるいはそれ以下の措置において幾つかのことを今考えているところでございます。

一つは、販売のときには対面で確認をするということ、これが原則、大前提ではないかと思っております。それから人目の行き届いた場所での販売をすること、それから試合当日の販売とか実際にサッカーをやっている試合会場の販売は行わないということ、それから販売マニュアルというものをきちんとつくりまして、そして販売店を十分に指導するということが考えられるわけでありまして。

販売を実際に行ういろいろな組織でございますが、これは民間の金融機関あるいはそれに類する機関というところをお願いすることになります。これは法ができてまして、そしてそれぞれ全国レベルで展開をしているスポーツ振興くじの投票に適した民間企業にお願いするわけでありまして、その販売の方法あるいは確認の方法、そういうことについてもあわせてこれは何社かアイデアをきちんと出していただいて、そして金額のみならず、このような販売において未成年者の購入禁止の担保がきちんととれるかどうかということもあわせてその選定の対象に当然これはなると思っております。

その辺、今後の実施までの間に幾つかの歯どめをいまいしょうか、あるいは購入禁止の担保のためめさまざまな手だてというのは十二分に考えられるはずでありますし、また、我々法案を提案申

し上げた立場として、実施に至るまでの間、とにかくこの問題について問題の起こらないようにという配慮を十分に考えていきたいというふうに思っています。

○長谷川道郎君 極めて特異なケースで、もしも少年犯罪に關係した少年が取り調べに際して、それはサッカーくじを買ったためにやったんだなんというふうになりますと、極めてレアなケースで、あるかどうかわかりませんが、いいシステムをつくっても一瞬にしてこのシステムが瓦解するといふようなことも考えられるわけでありまして、十分ひとつ御注意をいただきたいというふうに思ふわけでありまして。

最後に、この法八条で投票券の金額並びに合併販売を定めておりますが、券面金額百円であり、かつ二枚以上を一枚で代表することができるという規定が法八条にございます。

運用面についてはさつきお話しのようにこれから政令でということだと思ふのでありますけれども、これは私は、今までの委員会審議の中でも十三試合だとか、券が一枚わずかに百円だとかという内容面での議論があつたんですけれども、具体的な内容面についてはほとんど確定をしておらない中で、二枚以上を一枚で代表する云々というこの条文が極めて特異な感じがいたすわけでありまして。どうしてこの規定がここに盛り込まれたのか、御説明いただきたいと思ひます。

○衆議院議員(御沢伯夫君) 先生御指摘の条文は第八條の第二項というところに規定があるわけでございますけれども、第八條は、基本的な券面金額は百円だということを書くと同時に、販売事務の簡素化であるとか購入者の利便というふうな観点から、一つの券面でもって例えば幾通りかの投票をするということができ、こういうのは現に我々が做つた欧米諸国でも行われているわけでありまして、そういう便宜を図つてまいりたい。

場合によつてはまた、同一の組み合わせでも、自分は寄附を考えているのでこの券を例へば三百円なら三百円で買ふんだというふうな方も、これ

はそういうお志を別に排除する理由はないわけでございますので、そういうこともあつたということとで同一組み合わせでもあり得ると思ふんですが、ほかの方は大体私はこっちが勝つと思ふけれども、この試合だけはどうか考えてもわからぬといふような方があつた場合には、全部にそれをチェックしてしまふということもあり得る。そうするとそれは三通りの投票が行われたということになる。そうすると、その券面でもって三百円でそれをあがなつていただければいい、こういうようなことも外国で行われているわけでありまして、そういうことを想定いたしますとこの規定を置いておくのが適切ではないか、こういう考え方で行われたわけでございます。

しからば上限は幾らかというお話だとすると、それは今先生御指摘のように、なかなか現実の経済情勢等もありますのでわからないわけですが、私も、私が個人的に常識だと思ふのは千円くらいが上限ではなからうかなと、こんなふうに考えておるということでございます。

○長谷川道郎君 終わります。

○小林元君 民友連の小林元でございます。まず、最初に文部省の方にお伺いをしたいと思います。

議連の御提案のスポーツ振興くじのパンフレットの中にも書いてありますけれども、ドイツのスポーツシニエールといいますが、そういうものが大変いいんだというお話でありまして、参考人の方からもうそういうお話を伺いました。文部省はこれに呼応したのか、あるいは先行したのか私はわかりませんが、現在、総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業、これを平成七年度からおやりになつてゐる、こういうふうにお聞きをいたしております。

ただ、かなりの助成金額といいますが、総事業費で二千六百万、半分を文部省が補助されているというところでございますが、うまく根づいていくのかどうか、その辺の現状といいますが、問題点がありまして簡単に御説明をいたしたいと思います。

います。

○政府委員(工藤智規君) 総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業につきましては、今お話がありましたように平成七年度から文部省で始めています事業でございます。これまでのところ、全国的に十六の市や町で実験的にこういうことを行つていただいております。三年間の事業として行つておりますので、まだ終わつていないところはあります。でございますけれども、少なくとも私も平成七年度から行つていただいている事業をつぶさにお聞きいたしますと、それぞれの地域で市、町の体育館でございますとかあるいは小中学校の体育施設なども活用しながら、かつその地域に居住しておられるボランティア的な指導者の方々のネットワークもつくつて、かなり多目的のスポーツ活動をやっていただいている、極めて効果的に事業の展開がなされているものと理解していただきたいと思います。

○小林元君 余り問題はないというふうな、そこに余り触れなかつたわけでございますが、先ほども申し上げましたように、この議連のパンフレットによりますと、地域スポーツクラブですが、そういうものを一カ所つくりたい、あるいは広域スポーツセンターを三カ所、こういう目標を掲げているわけでございます。こういう総合スポーツクラブというのが日本では本当にできるならば大変いいことだと思ひます。ただ、実際にはママさんバレーだとかスポーツ少年団ですとかテニスクラブですとか、個別のクラブというんでしょうか、集まつて練習をしたり試合をしたりしているというのが日本の実態ではないか。

これは、親子でやろうとか、学校体育というんですし、あるいは前回も触れられましたけれども、日本の労働環境といいますが、労働時間が長いといふような中でこういうクラブが本当にうまくいくんだらうか。これは文部省にお伺いするといふよりは、このスポーツ振興くじの提案者でありまして提案者の方に、こういうものが本当にうまくい

くのかどうか、確信があまりないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○衆議院議員(小坂憲次君) 小林委員の御質問、確かに全国一カ所あるいは広域スポーツセンターを全国三百カ所ぐらい設置したいという目標を掲げておられますが、これを実現するのはそんなに容易なことではございません。確かに大変なことではございます。しかし、私どもが目指すところは、だれもが地域でスポーツに親しめる環境をつくることでありまして、そういう環境づくりにはこのぐらいの規模のものをつくっていかないと、いかぬという意味で目標を掲げたわけでございます。

冒頭、小林委員はドイツのスポーツシュレを例に挙げておっしゃいましたけれども、ドイツのスポーツシュレというのは学校と訳す訳し方もありますけれども、私どもが理解しているところでは、特に才能のある選手の競技力向上のためのそういう施設を提供する組織、いわゆる学校の意味も持っているわけでございますが、そういうものとしてとらえておられます、そういう意味から、ナショナルトレーニングセンターというような構想もこれにあわせて私どもは今回のこの施策の中で実現をしてみたいと考えておられるわけでありませう。

したがって、今おっしゃったような、地域で学校体育をやりながら、またその地域のスポーツクラブとして身近にスポーツを体験できる施設をたくさんつくっていくという事業と、それからスポーツの競技力を向上させるためのそういうナショナルトレーニングセンター的なものを設置する事業と、そういうものを組み合わせてスポーツ振興、国民だれもが身近にスポーツに親しむことができる、そしてその中で自分の才能を発見したときはそういった競技力向上のための施設へ、プロ選手とともに親交する中で彼らのすぐれた技術を受け継いでいくというような機会も与えていく、そういうような総合的なスポーツ振興を目標といたしておられます。

ます。そのための一番大きな隘路がやはり財源でございます。その意味でこの財源を確保するため

に、今回、私もスポーツ振興議員連盟としても皆様にぜひとも御理解をいただいて、この法案を早期成立をさせていただいて、こういった多くの施設をつくるための事業をスタートしてまいりたい。そのためには大変時間がかかるわけでございますので、今から皆様の御協力をいただいて一日も早くこういうものを整備してまいりたいという期待をいたしているところでございまして、何とぞ御理解を賜りたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○小林元君 私もうそういうスポーツクラブはいろんな形があると思います。スポーツに親しみやすいスポーツクラブ、あるいはエリートといえますか競技力向上のためのスポーツクラブ、いろいろあるんだらうと思います。ただ、これは実際に考えてみますと大変お金がかかるわけでございませう。文部省の補助でも、本当にこれは三千二百万もかけたら、もう一カ所所なんというのは大変な金になってしまふわけでございませう。一カ所一百万配つても一億円ということになるわけでございませう。理想を高く掲げて頑張るということは大変重要だと思っておりますので、どうぞ頑張つていただきたい、こういうふうな思っております。

それから、例えばこのスポーツ振興くじで財源が入るといふことになるわけでございませうけれども、これまでもスポーツ振興のための国の予算が少ないうえに、お話しもありました。それから、地方公共団体はかなり頑張っているわけでございませう。そしてまた、梓は少ないんだと思ふんですが、公営の競技団体といふんですか、競輪とか競馬とかあるいはモーターボートですか、そういうところも助成をするというふうなことになるわけでございませう。今回スポーツくじがまた加わるということになった場合は、各方面に配分をする対象事業が大変多様になるというふうなことで、やはりこれは交通整理をする必要があるのではないかと。これは文部省の役割かもしれないけれども、議連

としてはその辺について、助成対象事業というんですか、あるいは助成の割合ですとか、この配分ルールをどういうふうにお考えになつておられるのかお聞きしたいと思ひます。また、文部省の方でもお考えがありましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○衆議院議員(柳沢伯夫君) 今先生御指摘のとおり、これまでも国の予算、これは非常に少ないわけですが、それでも頑張っている、地方はそれなりに頑張っている、あるいは公営競技などについても今までスポーツ団体は協力を求めてきた、こういうふうなこともございませう。それに今回のくじの収益から成る助成金が加わつた場合、この交通整理は大事じゃないかと、御指摘のとおりだと思います。

ただ、我々のこのくじにつきましては、まず配分の方針というものを保体審に文部大臣が意見を聞いて決定をするということになつてございませう。そういう基本的な方針に基づいて、さらに具体的な配分については現在でもスポーツ振興基金の方がその任に当たつてゐる。その面については審査委員会というものを第三者を構成員として設置いたしておきまして、それらの審査を経て具体的な助成対象を決定しておるということがございませう。我々のくじについても多分それに倣つて、同じセンターがやりますので、別の審査会になるかどうかはまだ今後詰めていかなきゃなりませうけれども、そうした第三者をもつて成るこの審査委員会が決定をするということになる、このように思ひます。

そして、それではその決定の内容について事後にどういうふうにするかということについては、これはセンターに情報公開の条文が既にこの法律で規定をされておりますので情報公開をするということになりますし、また、先般国会で成立いたしました特殊法人の経理内容の公開といったようなことの一環としてもそれが公開されることになりまして、透明性、公正性が確保できよう、このように考えている次第でございませう。

○国務大臣(町村信孝君) 小林委員御指摘のように、国あるいは地方、そしてスポーツ振興基金と今回のくじという形、あるいは他の公営競技からの収益金の配分と、この法案が通れば確かにいろいろなる形でスポーツ振興にいろいろなる予算が組まれることになるわけであります。

御指摘のような意味で、今、柳沢議員からお話しのとおり、一定の交通整理を確かに少し考えないといけませんという思いを私もしております。したがって、全国的な見地からやることはそれはもう国の予算だろうと、それからそれぞれ地域の実情に即したスポーツ振興は地方自治体の予算でということであらうかと思ひますが、さらにそうした基本の上に立つてどういう仕分け、大まかな頭の整理をやるかというところは、今先生の御指摘もございませうので、私もこの法案が通り次第可及的速やかにその辺の交通整理、頭の整理は心がけてまいりたい、かように考えているところであります。

○衆議院議員(柳沢伯夫君) 済みません、ちよつと補足をいたしますと、我々のスポーツ振興の審議の場では、今先生が冒頭に御質問なさつた地域スポーツクラブ、これについての話が非常に多かったということが実情でございませう。したがって、我々スポーツ振興のこの関係のプロジェクトチームのメンバーというのは、一つはもちろんナショナルトレーニングセンター、これも現在まで文部省はつくり得ていませんから、こういうものについては競技スポーツ者のために必要だねということでは頭にありましたけれども、非常に多くの時間は実は地域のスポーツクラブをどうやたらいいものにできていくだろうかということが中心であつたということを申し添えさせていただきます。

○小林元君 これまでこの委員会でも、松委員からもお話がありました、国の予算はこの七年ぐらいい見ますとほとんど変わつておりませう。平成元年が四百五十七億、七年度が五百五十二億、現在も余り変わつていないと思ひます。そしてま

た、地方の方は五千四百億から九千億というよう
なことで一・七倍近く伸びております。ですから、
現在はその枠の大きさもありますから、七年前は
十一倍、十二倍ぐらいたったんですが、今は国の
予算の十六倍を地方が負担、負担といいますが支
出をしているという状況でございます。

今回の長野五輪でも、施設費が千三百七十億、運
営費は千三十億、これに対して国は三百四十億と
いうような二つの補助と云っているんですが、
実際は三分の一に満たない。そして、運営費につ
いては閣議了解で国は出さないというようなこと
でございます。非常に残念なわけでございますが、
ちよつと時間がなくなりましたが、平成二年に
スポーツ振興基金というのを創設されました。

ちよつとバブルがはじけて下り坂になったとい
いますか、タイミングが悪かったのかもしれない
けれども、その当時二百五十億円基金に積んだと
いう状態がありますが、これはどのようになつて
おるでしょうか。

○政府委員(工藤智規君) 日本全体のスポーツの
振興、先生おっしゃいましたように地方の財源も
ありますし、それから自主的にやっておられる支
出もありますし、民間の活動もあるわけでござい
ますし、また文部省のいろんな経費もあるわけで
ございます。

文部省予算はスポーツ関係の予算がなかなか伸
び悩んでおるわけでございますが、それを補完す
るために平成二年度につくりましたスポーツ振興
基金、政府出資金二百五十億プラス民間からの寄
附金の果実運用で助成しようということなんでご
ざいます。低金利時代も選んでおまして、一
時期果実運用で十五億ほどの助成金が捻出でき
たのでございますが、昨今は約八億ぐらゐの水準で
ございます。

○小林元君 そういう残念な状況にあるわけでご
ざいます。

今回スポーツくじの御提案があったということ
は、はっきり言つて、やはりそういう今までの文
部省のスポーツあるいは文化に対する努力が不十

分だったのではないかと。

きのう総理の施政方針演説がございました。景
気の問題もございまして、二番目に教育の
問題に触れられました。残念ながら新聞には余り
取り上げられておらないようでございます。その
中で、長野五輪あるいはパラリンピック、そして
またワールドカップサッカーというようなことに
触れまして、スポーツ、文化、ボランティアなど
子供たちが好きなことに打ち込む、そして個性と
能力を伸ばしていく、このような社会をつくりた
いということを宣言されました。しかし、それ
にしては国のこれまでの予算とか教育に対する取り
組みというのは大変不十分だったのではないかと、
私は痛切に感じております。

そういうことで今回、国民といいますが、長野
五輪でのスポーツ選手の活躍にそれぞれ感激をし
ている方も多いと思います。国威の発揚という意
味ではなくて、本当に大変な中で頑張っているな
と。清水選手にしましてはいろんな方にしまして
も、そういう裏といいますが、生活に結びついて
努力をされている。そして、世界選手権にも出ら
れなかったとか、あるいは御両親が必死に働いて
支えているというような話を伺いながら、頑張っ
ている姿に感動しているんじゃないかと思いま
す。

そういうことで、文部大臣せっかくいらつ
しゃつておられますので、これからのスポーツ振興
に取り組み御所見がございましたらお願いしたい
と思ひます。

○国務大臣(町村信孝君) 小林委員から大変貴重
なお話を承りました。厳しい予算の制約の中では
ございますが、それでは今までのスポーツあるい
は文化、もつといえは教育も含めてでもいいかも
しれません。十分であったかと言われれば、そ
れはもう少しお金があればこういうこともやりた
かった、こういうこともやりたかったということ
はたくさんございます。そういう中でささやかで
はありますが努力をしてまいりましたが、今、委
員の御指摘もあり、また昨日の総理の施政方針演

説などもございます。

今後、国民からいただいた貴重な国の税金でこ
ざいますので、それを最大限有効に使う、特にス
ポーツあるいは文化の關係に努力をしてまいりた
い、かように考えております。ただ、じゃここ一
年、二年で急に国の財政状況がよくなる見通しが
あるかというと、政府も向こう三年間は財政集中
改革期間ということだから厳しい見通しを持っ
ているようでございます。

したがしまして、そういう中でもこのスポー
ツくじ法案が皆様方の御理解のもとに成立をする
ということになりますれば、これは大変大きな役
割を果たしていただけるだろうし、またそのこと
に私どもも期待も申し上げているというところで
ございます。今後とも御指導のほどをお願いいた
します。

○松あきら君 公明の松あきらでございます。ど
うぞよろしくお願ひを申し上げます。

(委員長退席、理事小野清子君着席)

私は、さきの委員会でも、そして参考人質疑で
も、なぜ今サッカーくじであるのかという、その
緊急性について種々質問をさせていただきました
けれども、明確なお答えがいただけなかった。非
常に残念であるというふうに思ひます。今、青少
年の問題、いろいろと本当に深刻な問題が多い中
で、これを今なぜ早急に決めなければいけないの
かという疑問は持つております。そういう一
た意味では教育上の配慮をもうちよつとしていた
だきたいという危機感を非常に持つております。
そこで、まずJリーグについてお尋ねをいたし
たいと思ひます。

御存じのように、Jリーグはプロのスポーツ団
体でございます。日本体育・学校健康センターは
特殊法人でございます。これもさきの質問でお伺
いしました。学校健康センターは、スポーツ振興
のために現在Jリーグに補助金を支出できます
か。お答えください。

○政府委員(工藤智規君) 日本体育・学校健康セ
ンターが関与しておりますスポーツ振興基金の助

成がございまして、本助成につきましましては、プロ
であるとアマチュアであるとを問わずに、スポー
ツの振興を主たる目的とする団体に対する助成活
動を行つてございます。したがつて、あえてJリー
グを排除しているわけではございませんが、少な
くともこれまでのところJリーグの方から御申請
がございせんので、補助実績はございません。

○松あきら君 スポーツ振興投票の実施等に関す
る法律案の第二十三条では、社団法人のスポーツ
振興投票対象試合開催機構という機構をつくるこ
とになっております。そして、その機構はその
スポーツ団体に含まれますか、いかがでしょう
か。

○政府委員(工藤智規君) 一応スポーツの振興を
目的とする団体と思われましますので、スポーツ団体
には該当するのではないかと思われます。

○松あきら君 それでは、センターは社団法人の
その機構を通じてJリーグに補助金を支出できる
んですね。

○政府委員(工藤智規君) 可能性としては先ほど
申しましたようにできないわけではございません
が、先ほど申しましたように、基金の果実運用は
昨今八億四千万ぐらゐの水準でございまして、大
変申請が多ございまして、一件当たりの平均助成
額というのは約百八十万という状況でございま
す。JリーグそれからJリーグ傘下のプロ
サッカーチームはそれぞれ株式会社で行つて
いるわけでございますが、わずかにこれだけの額が欲
しくて申請するともなかなか予想したいところが
あるわけでございます。

○松あきら君 しかし、このサッカーくじが導入
されましますとかなりのお金が入つてきて、この機
構を通じてきちんと補助がしつかりできるというふ
うに私は思ひますけれども、いかがでしょうか。

ここにはJリーグの選手、監督、審判に至るま
ですべて登録するということになっております。こ
れをすべて登録するといふことになっております。
○政府委員(工藤智規君) サッカーくじ法案が通
りまして、その助成金の配分につきまして、これ

はまだ通っておりませんので私も有権解釈する立場には必ずしもないのでございますけれども、アマチュアだけでなくプロのスポーツ団体についても助成の対象にはなり得るところでございます。

○松あきら君 第七条のサッカーの試合とは、Jリーグの開催すべてなのか、それともその試合だけなのか、どちらでしょうか。

○衆議院議員(柳沢伯夫君) 先ほどの質問にも答えたいと思うんですが……

○松あきら君 時間がないので短くお願いいたします。

○衆議院議員(柳沢伯夫君) 答弁をするのを阻止されるところと困るんですが、確かに第二十一条の規定により、収益をもつて助成対象とするスポーツ団体にはなろうと思うんですが、Jリーグは、しかし、これは「文部省令で定めるところにより」ということもありまして、また一号から四号まで、さらには二項、三項にわたって助成の事業が書かれております。こういうようなものにJリーグが当たってくるかということになると、私はかなり疑問だということに思っております。

【理事小野清子君退席、委員長着席】

それから、第二のサッカーの試合でございますけれども、サッカーの試合はいわゆるリーグ戦でやっているものといういろいろなカテゴリーがあるわけでございますけれども、これらについてどれを一体対象にするかということについては、今後のJリーグのチーム数、それから試合数、こういういったものを勘案して現実的に対応していくということしか現在のところ言えないのではないかと、このように思っております。いずれにしても、全部やるということではなくて、指定をしてやるということであるということを御理解賜りたいと思います。

○松あきら君 正直言いますと、この機構ができるということは、私からしますと何だか競馬の中央競馬会ができるというような気がしてしょうが

ありません。やはりこれは国も文部大臣も関与してくるんじゃないかというふうに私は思います。この間から種々賭博だ、ギャンブルだ等々のお話が出ました。懲役五年あるいは五百万円以下の罰金、これも併科できると。これはほかのギャンブルの刑罰と比べますと非常に重いと私は思います。

そこでお尋ねをいたします。まだ発議者の方はこのサッカーくじという法案はギャンブルでない、知的ゲームであるという考えにお変わりありませんか。一言で結構でございます。

○衆議院議員(福留泰蔵君) 私どもは、今回のスポーツ振興投票法案で提案させていただいており、まずこのくじ制度につきましては、検討経緯の中で、できるだけ射幸性を排除するということが、それから教育上の配慮、そしてさらに運営に当たっての公正さ、透明性をいかに確保するかということを長年かけて検討してきた経過がございます。私も、私は宝くじに近い制度であると思っております。知的ゲームと、そしてスポーツ振興に対する寄附的行為に若干の夢をプラスしたゲームであるというふうに理解をしているところでございます。

○松あきら君 野球選手の脱税事件がございました。もしこれと同じような事件がありましたら、文部大臣はその選手の処分までするんでしょうか、あるいはそういう選手が出ないように機構はチェックするのでしょうか。いかがでございますでしょうか。

○政府委員(工藤智規君) 青少年を初めとする国民のファンの多いプロ野球選手の一部に脱税事件があったのはまことに残念なことでございますが、基本的には納税というものは、納税者個々人の自覚と責任において行われるべきものでございまして、第一義的には、選手の自覚のほかに、それぞれの選手が所属する、サッカーの場合はサッカーチームがあるわけでございますが、そこで啓発活動が行われるべきものであろうかと思えます。なお、必要があればJリーグで行うことも考え

るところでございますけれども、少なくともセンターや文部大臣が直接どうこうする以前の問題ではないかと考えてございます。

○松あきら君 そうですか。お金は出すけれども、そういう事件が起こっても口は出さないということとでございますね。

先ほど長谷川議員もおっしゃってございましたけれども、私もこの第八条の二項を非常に気にしております。なぜならば、「スポーツ振興投票券二枚分以上を一枚で代表するスポーツ振興投票券を発売することができ」と、こういうふうにして書いてございますけれども、先ほどの発議者のお答えでは、欧米で行われている、あるいは便利である、何枚も買う人がいたりいろいろあるからこういう券があるのも便利じゃないかというたしかお答えだったと思うんですが、これを単純に考えますと、こういうことが可能であれば、五千円券とか一万円券とかあるのは三万円券だつてつくることができると思えますけれども、いかがでございますでしょうか。

○衆議院議員(柳沢伯夫君) 論理的には先生おっしゃるようになります。できるけれども、ほとんど意味をなさないんです。

先生どういふふうにお考えになつてそういうことをおっしゃっているかわかりませんが、金額をたくさん張ればたくさん配当が来るといふふうには必ずしもならないということになります。したがって、私は先ほど千円ぐらいではないでしょうかというのを個人的な意見として申しましたけれども、うんと寄附したい、それでまた夢も買いたいという人があつても、私が今ここで否定しちゃうとそういう人たちの道を閉ざすことになってしまいますので、先生の御質疑をあえて私は否定いたしませんけれども、もうちょっと善意にこの投票券を買う人たちの気持ちを、そういう側面もあるということをお考えいただければ大変ありがたい、このように存じます。

○松あきら君 私は、悪意で言つたわけじゃなくて、こういうことも一つ考えられるということであ

申し上げただけでございます。

警察庁にお伺いします。

小中学生も含めて、私的にサッカーくじが行われたら、いわゆるのみ行為ですね、賭博として当然摘発しますね。いかがでしょうか。

○説明員(勝浦敏行君) 現在審議中の法案におきまして、スポーツ振興投票に係るいわゆるのみ行為は罰則をもって禁止をされているものと承知をいたしております。

このため、この法律が施行された後に小中学生等の少年がこれらの行為を行った場合には、十四歳以上の少年につきましては必要な捜査を行うとともに、十四歳未満の少年につきましては適切な補導措置を講ずることになろうかと考えております。

○松あきら君 文部大臣にお伺いしたいと思

絶対そういうことではないという先生方もおられますけれども、仮に子供がサッカーくじに興味を持って、もちろんだれかに頼んで買つてもう、そういうこともあるかもしれない。しかし、もしかしらば、子供たちの中で私的にサッカーくじが行われる、いわゆる先ほど言いましたのみ行為ですけれども、法的には買えないから自分たちだけで少ないお金でもかけてやろうよなんという可能性はあるんじゃないかと私は危惧いたしますけれども、その点いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(町村信孝君) 例えばサッカー以外のスポーツ、野球でもそうかもしれませんが、プロ野球もあるし甲子園の高校野球もありまして、あるいはバレーボールのリーグもあるし何もある、そういうスポーツすべてにわたつてそういう行為の可能性がありやなしやと言われれば、それは絶対はないということとは正直言つて申し上げかねます。

しかし、今度のサッカーくじが導入されたから直ちにJリーグでのみ行為が頻発するだろうということとは、どうしてそういうことになるのかなど私はむしろ不思議に思うのであって、もしそうい

うことをやりたい子供たちがあれば、プロ野球でもやっているし何でもやっているんじゃないでしょうか。しかし、現実にはそういうものが非常に青少年に数多く見られるという実態があるとは、私はそのように思っておりますので、今回のこのサッカーくじにおいて、そういうことが至るところで顕著するというような事態などはとても想像できないところであります。

○松あきら君 私なぜこのようなことを伺ったかといいますと、まさしくサッカーが子供たちに一番人気のあるスポーツであるからでございます。

私は、スポーツ振興、本当に大賛成でございます。今、小林議員のお話にもありましたように、国と地方合わせて約一兆円ほどのお金が出ておりますけれども、まだまだ足りない。長野のオリンピックで私も痛感を感じておりますし、お金は必要であると思っております。

しかし、野球や相撲やほかのスポーツではないからサッカーでも起きないのではないかとこの点に關しては、私は多少気持ちが違っております。子供たちが一番身近に感じている人気のあるサッカーであるからこそ、しかもそのサッカーが、大人たちはくじが買える、ちゃんという券まであるとなると、そういうまああるいは起るべくしてはならないかということで、私は本心に心配をいたしました。

ともかく、この法案が通るかどうかわかりませんが、文部大臣としてのお立場はわかります。個人としての感情もあり、種々複雑なお気持ちでございまして、私は、スポーツ振興のための新たな法案を持って出直しをするべきだということを大臣にお断えさせていただきます。質問を終わらせていただきます。

○日下部博代子君 まず、提案者にお尋ねいたします。第十八条におきましては、日本体育・学校健康センターはその業務の一部を銀行その他の金融機

関に委託することができるといふふうになされておりますけれども、その金融機関の選定に当たりましては、平成九年五月二十三日の衆議院文教委員会の会議録を拝見いたしますと、公開のコンペで行うというふうな御答弁でございます。その際にも、もちろん安ければ安い方がいいはずでございますけれども、何らかの基準を設けるのか、あるいはまた審査委員会などを設けるのか、それが第一点でございます。第二点は、業務委託をされた金融機関についての透明性あるいは公正性というものをどのように担保するかという点。

まず、この二点について伺いたします。

○衆議院議員（柳沢伯夫君） 先生御指摘のとおり第十八条に、このスポーツ振興投票に係る業務のうち、売りさばき、それから払い戻しということについては金融機関に委託をするということでございます。その他の、投票の集計あるいは分類、それから当せん券の確定といったようなことについてはセンターそのものが行う、こういうことで、余り上下で言うところの恐縮ですが、未熟な実務を担う、そういうものとして私どもは金融機関を想定しております。

これは宝くじに倣った制度だといふふうに御理解をいただきたいわけでございますけれども、ただ、宝くじの場合には、現実には一カ所には決まっておった。せんだって、広島銀行が一時やっただけでございますが、基本的には第一勧業銀行がずっとやってきたということでございますが、法的には、これは実はその都度決定をする、ちやうど債券の引受主幹事のような仕組みになつておるわけでございます。

ただこの場合には、私どもはそういう一回ずつ別の金融機関ということを選定しないわけでございまして。その理由は、実は金融機関等をグループとする事業体にコンピュータのオンラインのシステムをつくつていただかなきゃならぬというものがございまして、そういう大がかりなものをつくらなきゃならぬところを次から次へと変えるということは現実的に想定できないという

ことでございまして、最初の入り口のところの、どの金融機関にお願いするかといったことは非常に大事なものと、このように考えているわけでございます。

そこで、それを一体どういふふうにするかということについては、私どもこの法律そのものには詳しくうたつておりませんが、基本的にはコンペでやりたい。コンペでやるということになりますと、コンペの基準というものを作成しなきゃならない。したがって、そのまず基準をつくる委員会というものをセンターの中につくつてもらつて基準をしっかりと確定する、そしてこれは公開するということでございます。そして、広くどういふ人たちが関心があるかということでございますが、これを公募にかけまして、それをその基準に基づいて審査をして、優秀を決定して最終的に金融機関を確定していくということでございます。

この業務の公正性をどのように担保するかということでございますけれども、これはセンターと委託の關係がございまして、その契約の範囲内で行うことになろうかと思っておりますけれども、その業務に關する限りはかならずこのセンターの監督といったようなものも当然受けることになるだろう、このように考えておる次第でございます。

○日下部博代子君 非常に残念なことですが、また大蔵省の金融検査部をめぐる汚職事件で、また新たに東京三菱あるいは住友銀行が取組工作にかかわつてた嫌疑が出てきております。そうなりますと、もう都市銀行十行のうち六行がかかわつておるということになるわけでございまして、コンペにもしこれらの銀行が参加した場合に、何らかの考慮をなさいますか。

それともう一つ、サッカーくじの歴史が長いのはヨーロッパの方でございますが、これからビッグバシといふこともございます。海外資本の金融機関も当然コンペの参加の資格がございまして、この二点について。

○衆議院議員（柳沢伯夫君） 現下の金融不祥事と

のかかりをお聞きされたわけですが、この法律を立案している当時は全くそういうことは想像だにできなかった残念なことでございます。

私は、出身が出身なものですから、このことについても一つの考え方を持つておるわけでございますけれども、結局これは、今までの金融行政というものが共同体的といふか、場合によっては護送船団方式という言葉も使われるわけですが、要するに、行政当局が監督をしながらまた育成もしていく、検査をして健全性なり公正性なりを確保しながら金融機関、金融業というものを伸ばしていくというふうな面を持つた金融行政が行われてきたといふところにも、実は個々人の倫理観の問題と同時に、そういうシステム的な問題もここに伏在しているといふふうに考えているものでございます。

それを、今の我々のルール化といふか、市場化といふか、そういういわゆる競争を重視するシステムに変えていくという、そのいわば境目で起つてくる。つまり、旧時代から新時代に移行するときに、これはやっぱりはつきりしておかなくちゃいけない、是非曲直をはつきりしておかなくちゃいけないといふことで立件されている案件だといふふうにも私は考えられるのではないかと考えているわけでございます。

我々が今回このシステムを導入するときには、今までのそうした共同体的な行政から、はつきり市場重視、ルール重視の事後チェック方式のシステムのもとに置かれるという、新しい時代の銀行システムの中でこの問題を実現していくということになるかと思っておりますので、今ここで二年後ぐらいあるいはもう少しと近づきますか、実施は二年後でございますが、そういうことについてさてどこまで今回のことを考慮に入れる必要があるか、これはなかなか正直言って微妙な問題があるといふふうに考えております。それらを考え、審査基準をつくられる方々がどのように考えておられるか、これを立案者としては見守つていくほかないといふふうに考えております。

○衆議院議員（柳沢伯夫君） 現下の金融不祥事と

○日下部権代子君 海外の場合はどうですか。

○衆議院議員(柳沢伯夫君) ビックバンにおきまして、外国の金融機関がいろんな形で参入してくることはもう間違いないと思います。そうした人々も当然これは応募の対象にはなるというふうにご考へておられます。

○日下部権代子君 次に、第三十条について伺いたいと思います。

「センターは、国民に対し、スポーツ振興投票の実施及びその収益の使途に関する情報を提供する」とにより、スポーツ振興投票がスポーツの振興に寄与していることについての理解を深めるとともに、スポーツ振興投票に関する世論の動向等を的確に把握するものとする。」というふうにございます。これは大変重要な条項だというふうには思っています。

そこで、まず第一に、国民への情報提供はどのような形でされるのか。第二点は、世論の動向を的確に把握するための方策をどのような形で考えていらっしゃるのか。そして第三点は、それをどのような形で反映させようとなさっているのか、この三点について伺いたいと思います。

○衆議院議員(船田元君) 日下部先生御指摘のように、スポーツ振興投票法案の三十条、これは日本体育・学校健康センターに対してスポーツ振興くじに関する一つは情報提供を義務づけることを定めているということでございます。

それから、把握の方法ということについては、できるだけ幅広く国民の声を収集し、スポーツ振興くじ制度に反映することができるようセンターにおいてさまざまな工夫を行っていただくというところになるわけですが、具体的な施策につきましては、これはやはり法案の成立後センターにおいてきちんとそれは対応していただきたというところでございます。

提案者側としてこれ以上申し上げるのは適切かどうかわかりませんが、我々としてはこの三十条というのは、この法案すべて大事であります。

すけれども、とりわけこれは、やはりこれだけの青少年の非行の問題、あるいはナイフを使った一連の問題、そういうことが発生しているさなかで、このことであるので、この点は十二分に気を付け、そして三十条というものがすべての条項に優先するということ、そんな感じで我々は考へておりました。ぜひこれは今後センターにおいての工夫といえますか、施策の細部においての実施という点について我々はきちんと監視をしていかなきゃいけないというふうにご感ぜております。

また、附則第二項によつて見直しを行うという場合におきましても、やはり御指摘のように、国民の声を十分反映させることが大事であると思っております。世論の動向等を的確に把握すべきである、このように感じております。

○日下部権代子君 今お答えいただきましたように、これは非常に重要でございますので、早速に具体的な方策をセンターの方からお示しいただき、そしてまたその見直し事項にかかりまして、施行後七年を経過した場合に、実施状況と照らして制度のあり方について見直しを行うこと。この際どのようなように国民の声を反映されるのか。これは大変にこの法案が試されるということにもなると思っております。これは重要視していただきたいというふうに思っています。

最後に、一つ文部省にお伺いいたしますけれども、スポーツ振興くじ制度の実施によりますスポーツ関係の予算でございますが、従来の文部省のスポーツ予算、それからスポーツ振興基金からの助成金、それからスポーツくじの収益による助成金、さらにまた他省庁にまたがるスポーツ関係予算というものがございます。スポーツの関係の所管官庁といたしまして文部省はどのような総合調整ということをお考えになっているのかということでございます。

どうしてもこれは、例えばドイツの一九六〇年のゴールデンプランのように総合的、長期的なスポーツ振興計画があつて、そしてその上でどのような予算の総合調整をしていくかという視点が重要でございます。

要でございます。この際、スポーツ行政に対する抜本的な転換ということが必要ではないかというふうに思いますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(町村信孝君) 日下部委員御指摘の点、大変大切なことだと思っております。

今まで、昭和三十六年の法律でそういう計画をつくるというのを決めていながら今日に至るまでずつとそれがつくれず、そのかわりと言つてはなんですが、審議会の答申、それもかなりいふんな答申が体系的、網羅的に出されておりますので、それをもつて計画にかえていくというふうなこともあつたわけでございますが、今回改めてこういう形で新たな財源ももしお認めいただくというふうな形になりますれば、いよいよ本格的なそういう財源の裏づけも持つて考えていかなければならないときも来ているのかなと、そんな感じもいたしているわけでございます。

もつとも、スポーツ、体育ということに加えて、先日の御答申で申し上げましたけれども、関係省庁、それから民間団体からできております体力づくり国民会議、これは事務局は総務庁青少年対策本部でございますが、そこではいろいろ定期的な協議をやりましてお互いにその調整をやつてきたところでございまして、それで十分であったかどうかという点につきましては、ただいま委員御指摘のような反省も含めながら今後効率的に、そして大いにスポーツそのものが発展を振興され、国民の健康づくりがより進むように文部省としても努力をしていきたいけないと、かように考えております。

○阿部幸代君 初めに、提案者にサッカーくじの販売方法について質問いたします。

前回の質問に続いての重ねての質問になります。法律上は、センターは文部省令で定めるところにより銀行等に委託することができるとあるわけですが、これでは最も不安な部分が一向に明らかにならないわけです。

うんですね。ですから、提案者としての具体的な構想です、今までの答弁ではなくて、例えば銀行がどういふところに再委託をするか、そういうことも含めて伺いたいと思つております。

○衆議院議員(福留孝蔵君) 阿部先生からくじの具体的な販売方法を提案者はどのように考へているのかという御質問でございます。

この法案提出に至るまでは長年の検討結果を経ていたわけでございまして、また諸外国の例等も参考にしながら我々の中で考へている部分もあるわけでございます。基本的には、今委員の方からお話がありましたとおり、今後この法案が成立後に、今銀行等を念頭に置いておりますけれども、金融機関に委託して具体的なコンペを実施していくというところを考へております。

ただし、この法案の検討経過の中で諸外国の例が一つの参考になるかと思つていますが、この販売場所については具体的にその中でコンペによつて決まってくることにいたしますけれども、私どもとしては、基本的な対面販売すること、そしてその販売場所が明るく人目の行き届く場所にあること、そして販売員の教育を十分に行うこと、そして管理運営が適切に行われること、また悪質な行為があつた場合には厳しくペナルティーを科すこと、この原則で選定されると思つております。

例えて申し上げれば、イタリアにおきましては、販売場所はトータルチョという看板のありますボールと申しますか大衆バブですね。それからトータルチョの専売所、それからたばこの専売販売店等で売られておりました。約一万七千二百五十カ所あると聞いております。その今申し上げました販売場所専用のレジスターみたいな機械がございまして、その場所がこのトータルチョの投票用紙が置いてございまして、このトータルチョの投票用紙は、その場所に行きまして投票用紙をもらつて、マークシートになつておりましたのでマークシートで自分の予想をそこに記入する。約十三通りの組み合わせがございまして、一つがホームチームの勝利、一つがアウェイの勝利。それでマ

クシートで記入をいたしまして、それを窓口へ再度提出いたします。提出したものをリーダー、マークシートの読み取り機で読み取りまして、そして読み取った内容を確認して購入者に渡す。申込口数によって代金を支払うという販売方法になります。

○阿部幸代君 ということは、提案者としては、今お話がありましたイタリア等での販売方式、たばこ屋さんとかパールとかそういうところにこの券が置いてあるんですね、これを持ち帰れる方式も排除はしないということですか。

それから、今までコンビニエンスストアとかガソリンスタンド、こういうものも皆さん議論なさっていると思うんですが、これらも排除しないということですか。はつきり答えていただきたい。

○衆議院議員(橋本聖子君) それらを排除するといふよりも、私どもが考えておりますのは、青少年が購入できないような明確なシステムになるというのを基本に考えておりますので、それが担保できる販売場所であるということを考えております。

○阿部幸代君 排除しないということですね。

次に、文部大臣に質問いたします。

サッカーくじの提案者や文部大臣からは、サッカーくじを実施している外国でそれが原因で子供が非行に走ったという話は聞いていないとかあるいは文部大臣の前おっしゃいましたね、サッカーくじの導入が必ずしも青少年非行につながるとは言えないのではないかと、こういうことが言われてきましたが、私は、大事なことは日本の子供たちの現状から議論を進めていくということだと思っております。

そこで伺いたいのですけれども、日本の児童生徒の金銭絡みの非行、問題行動について文部省はどのように認識しておられますか。

○政府委員(工藤智雄君) 私どもよりは警察庁の統計なのでございますけれども、平成九年における少年による強盗ですとか恐喝事件等の補導人員、いずれも前年同期よりも上回っております。

私どももまことに憂慮すべき状況と考えている次第でございます。

ただ他方で、先生御指摘のありましたように、このスポーツ振興くじと青少年との関係いかんということになりますと、私どもは直接関係は考えにくいところではないかと思っておりますのでございます。

いずれにしても、本法案はむしろ、提案者の方々から御説明ありましたように、こういう財源を確保することによってスポーツを初めとする青少年の健全育成のためのいろんな施策に使ってもらおうというありがたい御配慮、御努力ではないかと理解しているわけでございます。

○阿部幸代君 参考人質疑のときに、日本サッカー協会の会長さん、サッカーくじそのものについて言えれば子供にいい影響があると思わぬのと率直におっしゃっていました。

警察庁の生活安全局少年課の少年非行等の概要、平成九年一月から十一月分ですが、これによりますと、強盗の補導人員は千五百三十五人で、過去三十年間のいづれの年の年間補導人員を上回った。恐喝の補導人員は五千九百十人で、最近十年間で最悪であった昭和六十二年の年間補導人員五千九百二十二人を上回るだろうと、こうあります。また、これは被害者である場合が多いと私は思うんですけれども、遊ぶ金欲しさにいわゆる性の逸脱行為を行っていたとして補導、保護された女子は千九百六十九人とあります。これは補導された数で、そのすそ野はもっと大きいというふうに考えるわけです。今でも深刻なこうした子供の世界にサッカーくじが持ち込まれるということですから、憂慮するのが当然です。

先ほどはかの委員の先生からお話がありました。例えば一人五百円で三十人が持ち寄れば一万五千元になります。お金のやりとりをしてサッカーくじのみ行為を行うことだって公然と起こるわけです。

また、いじめを苦に自殺した愛知県の中二年生、大河内清輝君の遺書を思い起こしていただき

たいんです。

小学校6年生ぐらいからすこしだけいじめられ始めて、中1になったらハードになって、お金をとられるようになった。中2になったら、もっとはげしくなって、休みの前にはいつも多量ときで600000、少ないときでも300000、1400000、このころでも400000。そして17日にもまた400000ようきゅうされまして、だから……。

自殺した理由は今日も、400000とられたからです。

こういうふうな書き残して死んでいるんですね。サッカーくじがいじめや非行の新たな誘因になると憂慮するのは当然ではないでしょうか。くじを買ってお金欲しさのいじめや強迫、買わせる強迫、いわゆるのみ行為など憂慮するのは間違いないだと思いませんか、大臣。

○国務大臣(町村信孝君) いささか議論にところどころ飛躍があるのではないかなと私は今先生のお話を伺って率直にそう感じたわけであります。が、もちろん今の少年による強盗とか恐喝事件、憂慮すべき事態であるということは私どももまさにそのとおりであります。これはどういうことが原因しているのか、いろんな人のいろんな解釈があると思います。お金ですべてであるという今の社会の風潮でありますとか、あるいは個人の権利のみを余りにも主張したゆえに、それに伴う責任とか義務というものを余りにも軽んじてきたといったような、そうしたことの反省やいろいろ考えるべきことはあるかと思っております。

ただ、そうしたことと、今回サッカーくじが提案されている、これによって直ちに税金に関する事件が激増するであろうということがどうして論理的に結びつくのか私にはどうもよく理解ができないのであります。百六十何万分の一という確率のものを買って、ほとんど当たらんからそれはいいですよ。それだけの確率でしか当たらないものを当てようと思つて、そこでいじめまでして子供たちが猛烈にお金を集めるようになるでしょう

か。私は、それはちよつと考えづらい事態であるなど、こう思っております。

ただ、青少年への影響ということに関して種々御心配があることも、それは私も承知をいたしております。したがって、広く国民の理解を得ようということから、提案者の御提案の中にも、十九歳未満の者のくじの購入禁止等々さまざまな配慮がなされているということであらうかなと、こう理解をしているわけであります。

○阿部幸代君 いじめや非行の新たな誘因になるということですか。これだけをとらたてて言うわけではもちろんないわけですが、今ですら大変なところ、新たな誘因になるということを強調しているわけですか。

私もかつて高校の教師をしていました。二十年以上前になるんですが、当時からサッカーくじというのに悩まされてきたんです。今も変わりありません。御存じですか、パティール券。

新聞記事のコピーを持ってきましたけれども、「中学生・高校生 政治家顔負け」「パティール券押し売り続発」「被害者一転加害者に」「取引装いの意識薄く 大社会の拝金主義映す」「架空パティール券校内で押し売り 都内の私立高の元生徒」「弱者に転売次々「いじめ」の声も」「売上金、半年で百万 恐喝容疑少年逮捕」「パティール券買わないから」少年十八人が騒ぐ」など。

橋本総理も昨日の所信表明演説で、「子供たちのために何をすればよいのか、皆様とともに考え、真正面から取り組んでまいります」とおっしゃっていました。『皆が手を携えて取り組むためにどうすればよいのか』『現場の自主性を尊重した学校づくり』などと言及されておられました。

と北村ら、このサッカーくじの導入に本当に危機感を感じている多くの人たちの意見を率直に聞くべきだということに思っています。

文部省は、本来なら、サッカーくじの側面支援などやめてストップをかけるくらいの見識を示す

べきです。心の教育を説く文部省自身のモラルこそ今問われているというふうに思います。

次の質問に移りますが、スポーツ振興法に基づくスポーツ振興基本計画、なぜつくらなかったのか。三十六年間もなぜつくらなかったのか、伺いたい。

○国務大臣(町村信孝君) 私も三十六年前から国会議員をやっていたわけではございませんので、必ずしもその辺の事情はつまびらかではございませんが、基本的なものとしては、これにかわるものという形でいろいろな審議会の答申などによって代替をさせてきたんだらうと、こう思っております。

そういう中で、これから何カ年計画といったようなものを新たににつくってはどうかと、先ほど他の委員からの御質疑の中にもそういう御指摘がございましたので、私も、もし今回の法案が国会を通過いたして成立すれば、その段階で、従来とは違った考えでこの問題に取り組まなければいけないのかなと、こう思っております。

ただなかなか難しいのは、昨年の政府の決定の中に、財政支出を伴う新しい長期計画はつくってはならないと、この財政再建三カ年の間にはです。という縛りがかかっておりますので、正直言ってしまうと、頭が痛い問題だなと、こうも思っております。しかし、頭が痛い問題だなど、こうも思っております。きょうそれぞれの委員から出された御指摘も踏まえながら文部省としては考えていかなければいけないと、こう思っているところであります。

○阿部幸代君 七二年と八九年の保健体育審議会の答申、私もつぶさに読みました。そこでは、総合的な計画を策定すること、関係各省庁あるいは地方公共団体あるいは民間団体などの協力関係を密にすること等提言しているんですね。つまり、スポーツ振興法に基づく振興計画をつくるということも提言しているんですね。

ですから、文部大臣、文部省の責任を棚に上げ

て、保健審がやってきましたなど言うことはできません。思います。

この無責任の延長にサッカーくじを導入すればどういふふうになるかという点、結局日本のスポーツ行政がサッカーくじの収益金の多い少ないに左右されるまでにギャンブル行政になっていくんですよ。そして、リーグがそもそもも存続できるのかどうか、経営が安定するののかどうか私も心配です。

そういう議論も十分行われていない中で、これをかけの対象とするサッカー試合をやらせてスポーツ振興財源にしようというわけですから、全くスポーツ振興の名に反する、そのことを強調して、質問を終わります。

○扇千景君 この委員会において、衆議院と違つてかなり審議が進みました。そして参考人にも伺いました。けれども、今までの議論の中で何一つありませんと、たら、ればの話が多いんですね。法案が通つたら、法案が通れば、はつきりしない部分で私どもはこれ以上論議が進まないという点もかなり出てまいりました。

それは、先ほどの提案者の答弁にもありますように、販売方法はどうか、あるいは売り上げの目標もまだ数字ではクエスチョンマークでございます。私は、そういうのはつきりしない、たら、ればの話をしていても仕方がない。

ただ、大事なことは、戦後の日本の中で、文部省というすばらしい役所があつて、日本の将来の子供の教育に、教育は百年かかると言われる中、文部省は頑張つてきて、きれいな文部省だという気持ちで私たちはやってきました。中には時々変わったのがいまから、これは仕方がありませんけれども、その文部省の日本体育・学校健康センターに、世間的な言葉で悪いかもしれませんが、くじの胴元がいくと、これが文部省にとってこれから大変なことになるといふふうになります。文部省は認識を新たにして、今も大臣が、通れば改

めていふんなことをおっしゃいましたけれども、私はそれでは通らなくとも思ふんですね。この間からの話で、三十条の情報公開の話もありました。あるいはチェック体制はどうするかという話もありました。あるいはまた、日本体育・学校健康センターに審議会がありますけれども、今までおっしゃらなかった対面販売とかあるいは集金方法とか、下請業者にだれを選定するかも全部審議会にかけるとおっしゃいました。それは結構なんです、例えばです。ただ、かけてその後どうなるんですか。その答弁がないんです。

例えば保健体育審議会、これは御存じのとおり、今現在日本には二百七十七の審議会がありますけれども、その審議会の中で人事権でも国会の同意を得るといふものはわずかに三十しかありません。あとは全部省庁の組織令で決まってしまうんですね。ですから、今おっしゃったように、日本体育・学校健康センターの審議会が国民の目に見えるかどうかという点と見えない点ですね。これからお金を扱うわけですから、今までの文部省と全然違つてくるわけですから、今回の法案の中で政令で決まってしまうわけですから、今までの保健体育審議会、これ決まつたのは昭和二十四年ですよ。二十四年から改正されていまして、国民の目に見えてしか見えないけれども、私はやっぱりこの審議会のメンバーは今回は国会の同意を得るといふふうにするべきだと思ひますけれども、文部省の見解を聞きたいと思ひます。

○国務大臣(町村信孝君) それは国会がお決めにすることであつて、私どもの方からこうしてくれということはいかかかなと、こう思ひます。国会がお決めにさればそれとおりであらうと思つております。

ただ、この審議会について一言だけ申し上げますと、文部省は最大限各種審議会の公開ということに心がけておりまして、中には人事を扱つたりあるいは科研費の配分などといったような部分もあるのの一部非公開というものはありますが、大部分のものを公開しております。特にこの保健体育審議会は完全公開ということで、どなたでも立

ち入つてどなたでもお聞きになれますよということと既にこれまで運営しておりますので、今後ともそうであらうと思つております。

○扇千景君 既に自民党さんの方からこの法案に対する修正案が出されております。けれども、せっかく参議院で審議をし、参考人を出したことの結果、自民党さんが修正案を出しになるのであれば、少なくとも今おっしゃつたような審議会のメンバーの人事というものは国会の人事案件にするべきだということも今後私どもで検討していきたいと思ひます。

それからもう一つ、透明性ということをはつきりおっしゃいましたけれども、果たしてその透明性はいかがかということにかんがみますと、日本体育・学校健康センターが今後このお金のやりとりで疑義を持たれないためには、国会の決算報告にこの結果がわかるようにすべきであらうと思ひます。公開していただきますとすべしということではなくて、実際に今後このセンターのスポーツ振興くじの結果というものを国会の決算報告の中に入れてくれるようなことに、見えない見えな

みennaおっしゃいますから、見えるようにするにはせめて国会の決算報告の中に、文部省の事項の中にこれを入れるようにすべきだと思ひますけれども、文部省はこれに対して不都合がありますか。

○政府委員(工藤智規君) 特殊法人の経理についてどうするか、あるいは先ほど大臣が申し上げました審議会の人事についてはどうするか、これは本件だけのお話というよりは、政府全体の中でのパランスとか、あるいは国会での業務との関係でございまして、そういう枠組みの中でさらに御検討いただく必要があるんじゃないかと思ひますが、少なくともスポーツ振興基金をやっておりますセンターにつきましては、そのスポーツ振興基金の審査に当たりますメンバー、それから配分の内容、実績、それについてすべてこれまで公開しているところがございますので、疑われると切り

がないのでございますが、私どもは誠心誠意おこ

たえしているつもりでございます。

○藤千代君　今、各委員からいろいろお話がございましたけれども、例えばこの配分方法というものを確実に審議会によつて決定し、公になりますとおっしゃいましたけれども、例えばセントラルが今後入ったお金に対して配分する社団法人あるいは財団法人、これは会計検査院が入れないわけですね、售つてみれば、ですから、配分先の使い道に関しても今では会計検査院が入れませんから、特殊法人だけはわかりますけれども、配つた先の社団法人、財団法人はこれはもうどうにもならないんですね、今の法律では。

ですから、せつかくこれをおつくりになつて本當にスポーツ振興のためになつて、あるいは、これだけ反かつたけれどもこの法案をつくつて結果よかつたと言われるためにも、やっぱり社団法人、財団法人に対しても何らかの方法で今度は日本体育・学校健康センターからきちんと文部省が公に国民の目に触れるようにできる方法というのは、今度はここへ法案ができたら行つちやうわけですから、たら、ればの話ばかりしていると仕方がないんですけれども、文部省としてのその方法というものはお考えになれそうですか。

○政府委員(工藤智規君) 本法案でも情報公開の規定が盛り込まれているところでございますが、既に行われておりますセンターの基金の配分につきましては、御指摘のように、相手先が公益法人の場合は必ずしも会計検査院が立ち入るといふことにはなっていないわけでございます。むしろ、配分権限がござえますセンターの方で実績報告をとるほかに、場合によっては相手先のオフィスに立入検査をしたり、あるいは帳簿を精査したりということも含めて万端漏のないような仕組みをとっているわけでございまして、仮にこの法案が通りましてサッカーくじの収益金等を扱うことになりますと、同様の、疑いが持たれない万全を期した取り扱いをさせていただくようになろうかと思ふわけでございます。

○馬千景君　たら、ればの話ばかりになっちゃう

んですけれども、今おっしゃったように、文部省としてもそれが国民の目に触れるようにきちんと情報公開をしたとおっしゃいましたけれども、その情報公開の方法も、本来であればセンターというものは大臣に報告義務があるだけで、世間に対しての発表するという規定がどこにもないわけですね、言ってみれば、現段階では、

私、新進党から自由党に今なっていますけれども、全部の特許法人を五年以内に廃止するというのが党として決めたことなんですね、これは行政改革の一環として。五年後に全部廃止して、どうしても欠くべからざるものは改めて法案提出するというのが党の基本方針なものですから、行政改革というものを我が党がやっていく上で、これを特殊法人に持っていくということ自体が私たちの党の基本的な政策に反するというのが前提にあるんですけれども、これは私の党の話ですから別においておきます。

私はやっぱり一番わからないのは、先ほども提案者からございました。お金の集金あるいは当せん者への払い戻し等々についてコンペを行って、しかもそこでコンピュターを導入して大々的に全国にしなければこれは販売できないんですね。そうしますと、たら、ればの話で申しわけないんですけれども、全売上金の一五％以下を諸経費に充てると、こうなっているんですね。売上金が想像でしかわからない架空の話なんですけれども、一五％以下の諸経費の中で例えばコンピュターにどれだけの経費がかかるのか、私は大変な経費がかかると思うんですね。要するに投資です。先ほどもお話がございましたけれども、コンペを受けたところは第一勸銀の宝くじと同じようにほかの銀行ができないんですね。第一勸銀に疑惑があったときに宝くじをはかの銀行しなさいと言ったってだれも手を挙げなかった。わずかに広島銀行が何とかという話が出ましたけれども、これもだめなんですね。要するに独占なんです、専売特許なんです。

それと同じようにコンペをするけれども、コンピューターに投資をしてかなりの先行投資をしたところ、例えば今度、何かあったときにはやめるといふくじの販売中止命令が文部大臣にできるという提案を自民党さんがなさつたんです。コンペがあつて、コンピューターにこれだけ投資して、しかも一五％以下という諸経費がありますけれども、これはコンピューターだけじゃないです、全部の経費です。

先行投資したところにまだお金の赤字が残つたままで、大臣が例えばこれは販売するのが教育上あるいは社会通念上疑義があるからスポーツウジを中止すると言つたときに、もし赤字があつたらまた国が補てんして賠償しなきゃいけないんでしようかね。どう思われます、大臣。

○政府委員(工藤智規君) 屬先生がおっしゃるように、たら、ればでございますので、なかなか架空の話はしにくいのでございますけれども、実際にどういふ形のコンペをすることになるのか、あるいは実際にどういふ販売網でやるのか、それはアイデア勝負になるわけでございますけれども、やっぱり先生のおっしゃいましたように、どれだけ収益なり運転ができるのか、かなりリスクを伴う部分があるのだらうと思います。

私どもとしては、せっかく御提案者の方々の御好意で安定的な財源確保とおっしゃっていただいていますので、余り悪い材料を喧伝していただくよりはスマートにスタートできればと思うのでございますけれども、既に御承知のように、別の案件でございませうけれども、科学技術の分野でも日本で相当先端的な研究開発をしている部分がございませうが、そういう実験を行うに当たって、製作機械メーカーはいわばほかには売れない全く新しい設備をつくるに当たって、まさに商売を抜きにしてリスクを負って請け負われるという例もあるわけでございませうので、実際にどれぐらいのリスクを負われるかどうかというのは全く私ども予想が付きませんし、仮に赤が出た場合に、国庫から税金でわざわざそれを補てんするというものな

なかなか考えにくいところでございます。

○關平君 文部省もまだわからないから答えにくいだろうと思います。そういう意味では、文部省のわずかな財源、スポーツ振興に対する予算が少ないところに議員立法でありがたいお金がどんと入ってきそうだなということで、棚はたで何かとできそうだということなんですけれども、喜んでいらつしやるのは私はいいことだと思うんですよ。けれども、文部省というものの名前に傷がつくと言ふと変ですけれども、仮にも疑惑を持たれるようなことが文部省にかからないようにと、取り越し苦労かもしれませんが、私はぜひそいうあつてほしいと願う一人なんです。

ですから、日本体育・学校健康センターの今後の運営の難しさ、あるいは接待演けと言うのは変ですけれども、日本体育・学校健康センターの所長さんから審議会のメンバーから全部接待演けにされては困りますので、そういう疑義が少なくなるとも文部省関連の特殊法人に一切ないように私は改めて警告をしておきたいと思います。

本来であれば、町村文部大臣がせっかく文部大臣にならねながら、まだ一般質疑で一度も二十一世紀の日本のスポーツのあり方に対する大臣の考え方を聞く時間を委員会として持つていない。大変残念だと思います。

教育行政あるいはスポーツ行政等々、すべて文部大臣としての町村大臣の御意見があらうと思ひますので、本来は町村大臣が二十一世紀の文部省のそのプログラムを国民に見せて、私ども委員会にも見せていただいで、その質疑の中で、日本人の青少年育成のためのスポーツ振興には一般会計からきちんとするというのが私は本来の文部大臣としての姿勢であらうと思ひますので、文部省もたまたまお金が入ってくるのでありがたいからお受けしますというお言葉で、私はそれで結構だと思ひます、文部省は。けれども、文部大臣としての本来の行政というものに、いささかもお金に目がくらまないで、本道、王道を歩いていていただきたいということを私は文部大臣に要望して

おきたいと思ひます。

そして、今申しましたようなスポーツ振興くじが国民の目に疑義を持たれていない部分は、たゞ、ればでは国民が納得できないということも提案者の皆さん方は、皆さんのせつかつく提案だけれども、まだ国民の全部には理解されていないといふことだけは提案者の皆さんも頭に置いていたいただきたいし、議員立法であるならば、今後、日本体育・学校健康センターがいささかも文部省の恥辱になるようなことのないようにということ、改めて私は国会議員としても今後も見守っていきたいと思ひますし、大臣に最後に、スポーツ行政あるいは教育行政の基本の一端も、この日本体育・学校健康センターの今後のことも含めてお話を伺つて、終わりたいと思ひます。

○委員長(大島慶久君) 時間をオーバーしておりますので、簡単に御答弁願ひます。

○国務大臣(町村信孝君) 閣下から文部省に対する大いなる期待とまた戒めの言葉をいただきました。心から感謝をいたしております。

一般質疑も確かにまだでございますから余り多くを今申し上げませんが、今後のスポーツの振興、やはり私も先日から長野に足を運び、大変な感動を味わつてまいりました。スポーツのよさというものを改めて痛感したところでございます。

そういう一流の競技における国民へのすばらしいメリットといひましようか影響力といひましようか、そうしたものをさらにレベルアップしていくこと。同時に、本場に数多くの国民が手軽にスポーツにアクセスできるような、ある意味では日本も豊かな時代、豊かな社会になつてきた。そのことをさらにもっとと進めていくことに、より、例えば家族のコミュニケーションがないがゆえに子供たちが孤立化し、そして非行を起こすといふ原因になつていくとすれば、各地区にすばらしいスポーツの施設、そこで親子も触れ合へる、友達とも触れ合へるというような場をさらに提供できることになれば、そのこともまたスポーツの持つ青少年に与える大変いいことではないだらう

かと思つたりもいたしております。

いづれにいたしましても、この振興くじによりましてよりよい日本における体育・スポーツの普及、振興、発展に役立つきっかけになればと期待もしているところでございまして、心がけてまいりたいと思つております。

○副委員長 終わります。

○委員長(大島慶久君) 他に御発言もなければ、三案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕〔異議あり〕と呼ぶ者あり

○委員長(大島慶久君) 御異議があるようですから、これより採決を行います。

三案に対する質疑を終局することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大島慶久君) 多数と認めます。よつて、三案に対する質疑は終局することに決定いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十九分散会

二月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、学費値下げ、大学予算増額、私学助成の増額に関する請願(第八四号) (第八九号)(第九四号)

一、サッカーくじ法案の廃案、スポーツ予算の大幅な増額に関する請願(第九七号)(第九八号)

一、スポーツ振興くじ制度の早期創設に関する請願(第一二六号)(第一二五号)(第一二六号)

一、国立大学の民営化、校費削減、学部別授業料導入反対、授業料値下げ、大学予算・私学助成金の大幅増額に関する請願(第二二七号)

一、スポーツ振興くじ制度の早期創設に関する請願(第一三二号)(第一三三号)

一、サッカーくじ法案の廃案、スポーツ予算の大幅な増額に関する請願(第一三五号)(第一

三六号)

一、スポーツ振興くじ制度の早期創設に関する請願(第一三七号)

一、学費値下げ、大学予算増額、私学助成増額に関する請願(第一三八号)

一、サッカーくじ法案の廃案、スポーツ予算の大幅な増額に関する請願(第一四九号)

一、小・中・高三十人以下学級の実現、私学助成の抜本的改善、障害児教育の充実に関する請願(第一五一号)

一、学費値下げ、大学予算の増額、私学助成増額に関する請願(第一八〇号)(第一八七号)

一、スポーツ振興くじ制度の早期創設に関する請願(第一九一号)

一、学費値下げ、大学予算の増額、私学助成増額に関する請願(第一九八号)

第八四号 平成十年一月三十日受理
学費値下げ、大学予算増額、私学助成の増額に関する請願

請願者 兵庫県西宮市甲陽園目神山町七ノ三八 川口典比古外二百六名
紹介議員 鳥袋 宗康君

この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第八九号 平成十年一月三十日受理
学費値下げ、大学予算増額、私学助成の増額に関する請願

請願者 長野県松本市桐二ノ四四ノ三ノ二〇六 山口讓二外九百三十八名
紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第九四号 平成十年一月三十日受理
学費値下げ、大学予算増額、私学助成の増額に関する請願(二通)

請願者 京都市中京区錦小路通堀川東入三文字町五七二ノ四〇六 井上広勝外二千七十七名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第九七号 平成十年一月三十日受理
サッカーくじ法案の廃案、スポーツ予算の大幅な増額に関する請願

請願者 北海道美唄市南美唄下十八条二丁目左八号 渡辺さわ外千八百八十三名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第九八号 平成十年一月三十日受理
サッカーくじ法案の廃案、スポーツ予算の大幅な増額に関する請願

請願者 北海道帯広市西二十三条南四ノ七ノ五 小松恵津子外千五百五十六名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一二六号 平成十年二月二日受理
スポーツ振興くじ制度の早期創設に関する請願

請願者 福井県武生市丸岡町西里丸岡三ノ一〇 後出清太郎

紹介議員 山崎 正昭君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一二五号 平成十年二月二日受理
スポーツ振興くじ制度の早期創設に関する請願

請願者 山形市瀬波二ノ四ノ二九 沼澤宏外九名

紹介議員 鈴木 貞敏君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二一七号 平成十年二月二日受理

国立大学の民営化、校費削減、学部別授業料導入反対、授業料値下げ、大学予算、私学助成金の大幅増額に関する請願

請願者 神奈川県座間市相武台三ノ四、七
七四ノ一五三ノ二〇六 北島英恵
外四二、百八十四名

紹介議員 今井 澄君

初年度納付金は国立大学で約七十四万円、私大平均は文系百八万円、理系では百四十万円にも達している。また、政府は「国立大学の民営化・独立行政法人化計画」や、私学助成金の大幅削減の方向を打ち出した。国立大学が民営化されれば、学費は三、五倍になるといふ試算が出てきているように、今でも高過ぎる学費が更に値上げされてしまう。大蔵省は「国立大学授業料値上げ」を明言し、実際に来年度文教予算の概算要求では国立大学の校費の削減や私学助成金の一般補助の削減が計画されている。計画が実行されれば、更に学費が上がり、施設費の増大が一層進み、学生生活が根本から破壊されることは必至である。

ついでに、次の事項について実現を図らねばならない。
一、国立大学民営化（独立行政法人化）計画、私学助成見直し計画をやめること。
二、国立大学への学部別授業料の導入を行わないこと。

三、国立大学の入学金・授業料の値上げ、校費の削減を行わないこと。

四、私学助成金の一般補助の削減をやめ増額すること。直ちに「経常費の二分の一の補助」を実現すること。

五、大学関連予算、私学助成（特に一般補助）を大幅に増額し、学費を値下げすること。

六、高等教育の無償化をうたった国際人権規約の全面批准を行い、高等教育の無償化に向けて努力すること。

第二三一号 平成十年二月三日受理
スポーツ振興くじ制度の早期創設に関する請願

請願者 新潟市大沢二、六七ノ六七 清水辰夫外二十八名

紹介議員 真島 一男君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二三三号 平成十年二月三日受理

スポーツ振興くじ制度の早期創設に関する請願

請願者 川崎市中区新橋三ノ三ノ二 加藤紀生子外二十九名

紹介議員 高藤 文夫君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二三五号 平成十年二月三日受理

サッカーくじ法案の廃案、スポーツ予算の大幅な増額に関する請願

請願者 埼玉県浦和市沼方六四七ノ六ノ一〇三 牧野丘外三千四百九十五名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二三六号 平成十年二月三日受理

サッカーくじ法案の廃案、スポーツ予算の大幅な増額に関する請願

請願者 埼玉県入間郡三芳町上宮七七三ノ五 吉村幸雄外三千八百七十八名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二三七号 平成十年二月三日受理

スポーツ振興くじ制度の早期創設に関する請願

請願者 山形市松山二ノ五ノ六 木村剛外五名

紹介議員 阿部 正俊君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二三八号 平成十年二月三日受理

学費値下げ、大学予算増額、私学助成増額に関する請願

請願者 群馬県安中市安中四ノ三ノ五 黒澤真理子外七百七十五名

紹介議員 武田邦太郎君

この請願の趣旨は、第六二号と同じである。

第一四九号 平成十年二月三日受理

サッカーくじ法案の廃案、スポーツ予算の大幅な増額に関する請願

請願者 奈良県宇陀郡榛原町天満台西三ノ二五ノ一 川本美和子外二千六百十六名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一五一号 平成十年二月三日受理

小・中・高三十人以下学級の実現、私学助成の抜本的改善、障害児教育の充実に関する請願

請願者 長野県上田市住吉一、九七六 小林博外五千九百九十九名

紹介議員 村沢 牧君

学級規模の縮小、教職員定数増・私学助成の大幅増額、障害児教育の充実など教育条件の改善は国民の声となっており、これにこたえることは国の責任であり、児童・生徒急増期の今こそ実現の好機である。いじめ・体罰・不登校が社会問題となる中、国民の多くが政治の在り方に不安を強め、その改善を求めている。

ついでに、危機的ともいえる教育の現状を打開し、人間をはぐむにふさわしいゆとりある教育条件をつくるため、次の事項について実現を図らねばならない。

一、教育予算を増額し、教育費の父母負担を軽減すること。

二、小・中学校及び公立高校の三十人学級（職業科二十五人、定時制二十人）を早期に実現すること。

三、私立高校などへ国庫補助を増額し、私学助成

を抜本的に改善すること。
1 経常費助成の増額と授業料の一律助成制度を確立すること。

2 生徒急増期特別助成として四十人学級を実現するために専任教員を公立並みに増員し、学級規模を縮小できるようにすること。

四、希望するすべての障害児に発達と障害に応じた義務教育終了後の教育を保障し、充実させること。

五、希望するすべての子供に高校教育を保障すること。

六、「専任・専門・正規」の図書館職員制度を確立すること。

七、学校事務職員・栄養職員を始めとする教職員の給与と費に対する義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

八、国立大学の入学金・学費の値上げを行わないこと。

第一八〇号 平成十年二月四日受理

学費値下げ、大学予算の増額、私学助成増額に関する請願

請願者 名古屋市緑区黒沢台三ノ三〇三 國原克憲外九十二名

紹介議員 栗原 君子君

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

第一八七号 平成十年二月五日受理

学費値下げ、大学予算の増額、私学助成増額に関する請願

請願者 東京都目黒区駒場三ノ八ノ一 三木健輔外千七百七十三名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

第二九一号 平成十年二月五日受理

スポーツ振興くじ制度の早期創設に関する請願

請願者 鹿児島市錦江台一ノ四五ノ一 堀之北重孝外八名

紹介議員 上山 和人君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一九八号 平成十年二月五日受理
学費値下げ、大学予算の増額、私学助成増額に
関する請願

請願者 長野県松本市美須々七ノ一 山

本大樹外三千三百七十二名

紹介議員 栗原 君子君

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

平成十年二月二十六日印刷

平成十年二月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局